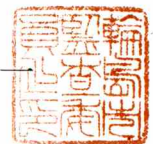


輪島市監査公表第2号

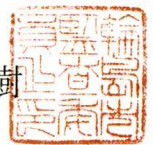
令和3年3月3日付発監査第321号の監査結果報告に基づき、輪島市教育委員会より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年4月26日

輪島市監査委員 高森 宝



輪島市監査委員 森 正樹





収生第 77 号
令和 3 年 4 月 14 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様
輪島市監査委員 大宮 正 様

輪島市教育委員会

教育長 中山 由紀夫



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 輪島市立輪島公民館
監査執行年月日 令和2年11月11日

監査の結果	措置の内容	措置状況
ア 補助金の管理について、適正に欠ける入出金や支出の領収書等が見受けられることから、公金の取扱は厳正に管理するよう努めていただきたい。また、補助対象外の支出を行うことのないよう、補助金の支出にはその目的に適合するか十分な確認していただきたい。	必要と思われる備品・消耗品の支払等については生涯学習課と相談して行っていく。 物品購入の際は補助金目的に適合するか充分精査確認する。	措置済

(別 紙)

監査対象機関 南志見公民館
監査執行年月日 令和2年11月18日

監査の結果	措置の内容	措置 状況
<p>領収書の紛失は支出内容や金額の確認が不可能であることから、支出確認ができるよう適切な証拠書類の保管管理を行っていただきたい。</p>	<p>適切に支出管理の確認ができるように、明確に証拠書類の保管管理に留意する。</p>	<p>措置済</p>